

調達価格等算定委員会（第55回）

議事要旨

○日時

令和元年2月4日（水）13時00分～15時00分

○場所

経済産業省別館9階944共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

- （1）取りまとめについて
- （2）再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○議事要旨

- （1）取りまとめについて

<「令和2年度の調達価格等に関する意見案について」>

委員

- 本意見案に全体として異論はない。
- 本意見案P13について、地域一体型の地域活用要件は、小規模地熱発電・小水力発電・バイオマス発電のみではなく、50kW以上の事業用太陽光発電も対象と認識している。地域での活用実態等を踏まえて、今後、地域活用の在り方を検討していくことが分かるよう記載を工夫する必要があるのではないか。
- 現状、定期報告で得られている2,000kW付近の小規模地熱発電のデータ数が他規模と比較して少ないことに留意し、今後、2020年度に地域活用電源となる規模の検討を進める必要があるのではないか。
- 今後、FIP制度の具体的な制度設計に向けた検討が行われる際には、制度全体が整合的になるよう、地域活用要件が設定される規模や入札対象範囲との関係を整理す

る必要があるのではないか。

- 本意見案 P66 の新規燃料の取扱いについて、既にも買取対象の燃料もライフサイクル GHG 排出量の確認対象とすべきとの点は、本委員会として合意が得られているのではないか。
- バイオマス燃料には、一般木材や未利用材も含め、様々な燃料がある中で、全ての燃料種でライフサイクル GHG 排出量を確認するわけではないと思われることから、既にも買取対象の燃料もライフサイクル GHG 排出量の確認対象とすべきとの点は、本委員会としての合意とまではいえないのではないか。
- コスト低減に加え、持続的な導入拡大を図っていくことが重要であるため、今後、入札案件数の増加や卒 FIT 案件が持続的に事業継続されるための施策を考えていく必要がある。

事務局

- 本意見案 P13 は、2020 年度から自家消費型の地域活用要件が設定される 10-50kW の事業用太陽光発電に焦点を当てた記載となっているが、御指摘を踏まえ、50kW 以上の事業用太陽光発電について、今後検討を進めていく旨の追記をさせていただきたい。
- 本意見案 P66 の新規燃料の取扱いについて、既にも買取対象の燃料もライフサイクル GHG 排出量の確認対象とすべきとの点に関しても、委員会としての合意が得られれば、追記させていただきたい。

委員長

- 意見案については、P13 や P66 に委員から指摘があった。事務局と相談して、意見案の表現を修正する対応を行いたい。
- 本意見案について、委員からの指摘を反映させた上で、本委員会の意見として決定することとした。具体的な反映方法は委員長一任となった。

<「令和 2 年度の調達価格及び調達期間についての委員長案」について>

委員長

- 本委員長案について、委員から内容の修正に関する指摘はなく、原案の内容のとおり、本委員会として決定することとした。

(2) 再エネ海域利用法の公募占用指針について

<再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する事務局資料について>

委員

- 事務局案に賛成。
- 保証金の額については、公募に参加する事業者の財務能力の確認も含め設定されたものと理解している。本事例は今後の先例となることから、保証金の額の設定趣旨は明確にした方が良いのではないか。
- 保証金の額については、諸外国の制度を踏まえて設定することが妥当と考えられるが、今後、実際の状況に応じて見直しを行うことが重要ではないか。
- 選定事業者が辞退後に再度入札を行うか否かの迅速な判断が可能であることも勘案し、選定事業者の決定後の保証金の納付を2度に分割しているものと理解している。
- 出力変更の認定に当たっては、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」といった観点で判断するとされているが、事業者の予見可能性に配慮し、公募占用指針において、具体的な例示が必要ではないか。例えば、環境アセスメントの結果、区域の一部で風力発電設備の建設が困難であることが判明したため、出力を減少させるといった場合などが想定されているとの認識でよいか。
- 出力変更が認定された場合は、第2次保証金と第3次保証金のいずれについても没収されないとの理解でよいか。第2次保証金と第3次保証金の納付時期はタイミングが異なることから、保証金没収事由が異なることもあり得るのか。
- 出力の変更認定の審査の観点である「やむを得ない事情」の判断に当たっては、「その事業者とは別の事業者が選定されていた場合でも、避けられない事態であったかどうか」を基準とすることで、いたずらに保証金を没収することを防ぐことができ、事業者の予見可能性が一定程度確保されるのではないか。
- 未だ国内の浮体式洋上風力の商用実績が無いことから、事業者の予見可能性確保の観点から、今回、調達価格を36円/kWhとしたものと理解している。次回以降の公募占用指針の検討に当たっては、諸外国の動向等を踏まえ将来的なコスト低減を促すことができるよう調達価格を設定していくべきではないか。

事務局

- 原則として、入札制度を通じて選定された事業者が事業計画どおり事業を進めることが期待され、みだりな計画変更は防止すべきものである。ただし、公共の利益に資するなどの妥当な事由による出力の変更であれば、保証金を没収するのは不適切と考えている。個別の事情によるところもあり、出力変更が認められる例を一概にお示しすることは困難と考えられる。

- 第2次保証金と第3次保証金の目的は同一であるが、事業者選定の直後は不確実性が高い段階であることを考慮し、第2次保証金の額を第3次保証金より低く設定している。

委員長

- 対象発電設備区分等は、浮体式洋上風力発電設備とすることでまとまった。
- 発電設備の出力の量の基準について、系統接続の容量は2.1万kWを限度としつつ、発電設備自体の出力には上限を設定せず、下限は想定出力（2.1万kW）から20%減の1.68万kWとすることでまとまった。
- 公募参加者の資格の基準は、経済産業省と国土交通省の合同会議を踏まえて作成した運用指針において例示された参加資格を基本として設定することとし、風力発電についての実績の有無は基準としないことでまとまった。
- 保証金については、公募参加時に納付する第1次保証金は500円/kW、選定後に納付する第2次保証金は5,000円/kW、選定後12ヶ月以内に納付する第3次保証金は13,000円/kWとし、没収事由については、事務局案のとおりまとまった。
- 上限価格は36円/kWhとし、調達価格は36円/kWhに消費税等を加えた額とすることでまとまった。
- 調達期間は原則20年とし、公募の参加者が定めた事業開始日を超過した場合は、調達期間を短縮することでまとまった。
- FIT認定申請期限日は、事業者選定から1年後でまとまった。

<「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見案」について>

委員長

- 本委員長案について、委員から特段の指摘はなく、原案のとおり、本委員会として決定することとした。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365